

河西地域包括支援センター



せいねんこうけんせいど
今月のテーマは「成年後見制度」です
みなさん、こんなことありませんか？

最近物忘れがひどくなってきて預貯金の出し入れ、財産管理が心配だ。



今は元気だが、将来的に認知症になるかもしれないという心配がある。



施設入所をしたいが、病気で判断能力が低下し自分で契約ができない。



認知症の母が、訪問販売で必要のないものを買ってしまう。



そこで



成年後見制度の利用を検討してみませんか。制度を利用することで、認知機能の低下が心配でも、生活や財産を守り、安心して暮らせる方法が見つかるかもしれません。



成年後見制度とは

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の財産管理や日常の契約などを支援する制度です。

※制度には2種類あります

にんいこうけんせいで

①【任意後見制度】

将来判断能力が不十分になった場合に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約しておく制度

ほうていこうけんせいで

②【法定後見制度】

今すでに判断能力が十分でない人に、家庭裁判所によって成年後見人等が支援者として選ばれる制度

成年後見制度を利用するためには、一定の費用や手続きを要します。まずはご相談下さい。

相談先は

松本市役所 高齢福祉課 福祉担当

☎34-3061 34-3237

または下記の地域包括支援センターまで



～食中毒に注意しましょう～

- ・細菌を付けない → 洗う、分ける
- ・細菌を増やさない → 低温で保存する
- ・細菌をやっつける → 加熱処理をする



認知症思いやり相談会のお知らせ

《認知症を専門とする医師に無料で相談することができます》

予約は相談日の2週間前までにお願いします。（先着順）

日時：9月21日（木）午後1時30分～4時30分

場所：市役所 本庁舎 北別棟1階 高齢福祉課相談室1

【予約・お問合せ先】松本市役所高齢福祉課 福祉担当

電話：34-3237

またはお近くの地域包括支援センターまで



河西部地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）

電話 48-6361 FAX 48-6362